

重度障害者医療について

1 対象者

下記のいずれかの条件に該当する方（所得制限有り。生活保護受給者を除く。）

- (1) 身体障害者手帳 1・2級所持者 (2) 重度の知的障害者（療育手帳A）
- (3) 中度の知的障害者（療育手帳B1）で身体障害者手帳（3級～6級）所持者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1級所持者
- (5) 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当） 1級該当者

2 受診方法・一部自己負担金

対象者が診察を受ける際は、被保険者証と医療証を併せて、保険医療機関の窓口に表示してください。（ただし、大阪府以外では使用できません。）

一つの医療機関あたり、入院・通院とも1日につき各最大500円の負担が必要です。（ただし、同一の医療機関であっても、歯科は別。）

1ヶ月の自己負担金の限度額は、3,000円です。複数の医療機関に通院して、1ヶ月の自己負担金が3,000円を超えた場合は、診療年月から約4ヵ月後に差額を返金します。※口座番号を登録する必要がありますので、初回だけ申請が必要です。

3 返金方法

大阪府以外の医療機関に受診した場合や医療証を提示せずに受診した場合等は、医療証、領収書の原本（氏名、受診日、医療点数、金額等が記載されているもの）、印鑑（認印で可）、預金通帳を障がい福祉課へ持参のうえ、申請してください。

郵送での申請の場合、ホームページから申請書をダウンロードして、申請書を記入の上、領収書の原本を添付してお送りください。（領収書の返却を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください）何ヶ月分か、まとめた申請も可能です。

（ただし、申請書は診療月分、医療機関分、必要）申請日から、5年前までの領収書であれば、返金可能です。

4 医療費助成の対象

保険診療に係る費用が助成の対象になります。（調剤、治療用装具、医療保険の訪問看護も対象になります。）なお、次のような事項は対象となりません。

- ① 入院時の個室等の部屋代及び食事代（入院時食事療養に係る自己負担）
- ② 診断書などの文書料及び往診を受けたときの車代
- ③ 水薬や目薬を受けたときのビン等の容器代
- ④ 健康診断・予防接種及び一般検診の費用
- ⑤ 保険で認められない新薬、新療法あるいは歯科での特殊治療の費用 など

5 変更等の届出

次のような事項があった場合は、医療証を持参の上、必ず届け出てください。

- ① 転出 ② 被保険者証の変更 ③ 障害程度の変更 ④ その他の変更

6 国公費の優先

人工透析療法や難病の治療など、国の公費負担医療制度などの自己負担の軽減を受けることができる方は、積極的に申請手続きをしていただくよう、お願いします。

ご不明な点があれば、お問い合わせいただきますようお願いいたします。